

安八町告示第11号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年1月8日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年1月30日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人




2 請求書の受付

令和2年1月8日

3 請求の趣旨


請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年1月25日に支出した、48コ百梅園ボランティア除草作業の折（2,352円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書

48コ 百梅園ボランティア除草作業の折

2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙

3. 令和元年8月8日付 安総第3723号 情報公開請求却下通知書

4. 令和元年8月8日付 安総第3724号 情報公開請求却下通知書

5. 令和元年8月8日付 安総第3725号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月8日付 安総第3726号 情報公開請求却下通知書
7. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、(法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年1月9日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成31年1月25日に支出した、 48コ百梅園ボランティア除草作業の折(2,352円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年1月27日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、令和2年1月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を産業振興課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年2月14日(木)、午前8時00分から安八百梅園にて百梅園ボランティア(以下「ボランティア」という。)によって、同園内の除草及び周辺の清掃作業(以下「ボランティア活動」という。)が行われた。
- (2) ボランティアは、安八町生涯学習推進構想スローガン「いつでも、どこでも、だれもが学び続け、一学習、一スポーツ、一ボランティアに努める人づくり」を基に設立されたボランティア団体である。
- (3) (1)にいうボランティア活動は、毎月第2・第4木曜日に実施されている。活動内容については(1)を含め、梅(大梅・小梅)の収穫、梅まつり期間中の観光案内ボランティアであり、その目的は、誰もが快適に安八百梅園を利用することができるよう同園の環境及び景観美化、並びに町の観光振興に寄与することであった。
- (4) (1)は、平成31年2月24日から約1ヶ月間開催される梅まつりの直前のボランティア活動であったことから、ボランティアは(3)の目的を達成するため、特にその気持ちを込めてボランティア活動に従事した。
- (5) ボランティアの事務局は、安八町役場 産業振興課である。
- (6) (5)の職員は、(1)の際に本件請求書中、 をボランティアに配布した。
- (7) (6)で余った は、次回のボランティア活動で使用する予定であった。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努める

とともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「出席者の氏名」や「出席者の人数」が分かるものの記録もなく、さらに、「この飲み物を渡した相手の氏名」、「この飲み物を飲んだ者の氏名」についても何も記録がなく、公金の支出により購入された飲み物の配布に関して疑義が持たれるものである。また、余った飲み物についてもどのように扱ったのか不明であり必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」とした上で、「本件行事が飲み物が無くても、もしくは2,352円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かったら目的が達成できなかったことを証することができなければ、違法もしくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被ったといわざるをえない。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定される

べきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう■48コに係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

ボランティア活動の目的及び内容等については、第5 事実関係の確認／(1)から(4)までのとおりであり、■48コの購入に係る公金の支出は、誰もが快適に安八百梅園を利用することができるよう同園の環境及び景観美化、並びに町の観光振興に寄与することを目的として実施されたボランティア活動に付随して支出されたものであることから必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、ボランティア活動を実施する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者の氏名」や「出席者の人数」が分かるものの記録もなく、さらに、「この飲み物を渡した相手の氏名」、「この飲み物を飲んだ者の氏名」についても何も記録がなく、公金の支出により購入された飲み物の配布に関して疑義が持たれるものである。また、余った飲み物についてもどのように扱ったのか不明であり必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか疑義が持たれるものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

